

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（５３）

2. 日時：令和２年１２月８日（火）１０：００～１２：００

3. 場所：原子力規制庁１０階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、小舞管理官補佐、有吉上席安全審査官

片野安全審査官、佐々木技術参与、加藤係員、山田係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他１１名

5. 要旨

○原子力規制庁から、１２月７日に実施した「第３８７回核燃料施設等の新規制
基準適合性に係る審査会合」における、国立研究開発法人日本原子力研究開発
機構（以下「原子力機構」という。）への指摘事項を確認するとともに、以下の
とおり今後の説明時における観点について補足した。また、原子力機構から設
置許可基準規則第１２条（安全施設）、第２２条（放射性廃棄物の廃棄施設）、
第２３条（保管廃棄施設）、第４４条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）及び
第６０条（原子炉格納施設）について、配布資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- （１）今回、ULOF（炉心流量喪失時原子炉停止機能喪失）の評価事故シーケンス
として審査会合で提示された「外部電源喪失＋原子炉トリップ信号発信失
敗」の事象がULOFの事象グループを代表できること、ここで有効性を確認
した対策設備、手順がULOFグループの他の事故シーケンスに対しても有
効であることを説明すること。
- （２）ULOFが事象進展していく中で、炉心損傷防止及び格納容器破損防止のため
に対処すべき事象とそれに必要となる対策設備、手順について説明するこ
と。

- (3) 一つの事象進展の中で複数の解析コードを用いる評価方法としているが、その評価方法が、事象評価の観点から適切であることを説明すること。
- (4) BDBAの事故シーケンスが漏れなく選定されていること、その中の評価事故シーケンスにおける事象進展シナリオが適切であることについて、事象選定や事象進展シナリオ設定のプロセスが適切であることを引き続き確認していく。
- (5) 第12条の安全施設について、通信連絡設備を他の原子炉施設と共用するとの説明がなされたが、同時発災が生じた場合についてもその共用した設備の安全機能が損なわれないものであることを説明すること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 提出資料

資料1：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第12条（安全施設）に係る説明書（その3：第12条第3～6項）

資料2：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第22条（放射性廃棄物の廃棄施設）に係る説明書

資料3：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第23条（保管廃棄施設）に係る説明書

資料4：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第44条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）に係る説明書

資料5：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第60条（原子炉格納施設）に係る説明書

参考（1）：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「常陽」質問管理表